

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 14 号）」の概要

- 1 令和 5 年度税制改正に伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（平成 30 年国税庁告示第 14 号）に次の申請等を追加し、提出できるファイル形式を、XML 形式又は CSV 形式とする。
 - ・ 国外電子決済手段移転等調書 等

- 2 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 1 項第 2 号ハの改正規定（「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に改める部分に限る。）については、令和 5 年 10 月 1 日から適用し、第 1 項第 2 号ニの改正規定については、令和 6 年 1 月 1 日から適用し、第 1 項第 2 号ハの改正規定（「租税特別措置法」の下に「第五条の二第一項、第五項後段若しくは第十二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）（同法第五条の三第九項又は第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）、第五条の三第一項若しくは第三

項後段、」を加える部分及び「明細書、調書、申告書及び報告書」を「非課税適用申告書、申告書、明細書、報告書及び調書」に改める部分に限る。) 及び同号への改正規定については、令和6年7月1日から適用する。